

令和5年度第5回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和5年10月25日(水) 10:29~11:22

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本会長、井上委員、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹箇平委員、野村委員

使用者代表委員

阿部委員、小野委員、小池委員、武内委員、八塚委員

事務局

小宮山愛媛労働局長、岡本労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 各特定最低賃金専門部会報告
- 3 愛媛県特定最低賃金の改正決定について
(1) 愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

賃金室長

各委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、労働者代表の竹本委員が欠席されておりますが、14名の委員の皆様が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしく願いいたします。

森本会長

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

ただ今から、第5回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴人はおられません。

議事に入る前に、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○賃金室長

資料の目次を御覧ください。目次に沿って、資料項目を御説明いたします。

項番1は、4業種の「専門部会報告資料」となっております。

続きまして項番2番は、専門部会で答申いただきました3業種の答申文の写しとなっております。

項番3は、専門部会で全会一致に至らなかった1業種の「専門部会の結論」となっております。内容については、各部長から報告を行っていただくことになっています。

説明は以上でございます。

森本会長

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「各特定最低賃金専門部会報告」に入ります。

最初に私から、第1回合同専門部会までの審議状況について説明しました後に、各部会の審議状況をそれぞれの部長から報告していただきます。

それでは、第1回合同専門部会までの審議状況について説明いたします。

7月6日に開催されました第1回本審におきまして、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議するための小委員会を設置いたしました。

そして、提出期日の令和5年7月4日までに、愛媛県の5業種すべてについて、特定最低賃金の改正の申出書の提出がありました。

その後、7月26日に開催されました第1回小委員会では、小委員会の委員長及び委員長代理を選任、必要性審議につきましては非公開とし、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を開始いたしました。

8月18日に第2回小委員会を開催し、労使各側の参考人から意見をいただき、改正決定の必要性の有無について審議を行い、申出のあった「各種商品小売業」以外の4業種については必要性有り、「各種商品小売業」については、全会一致に至らなかったため、必要性無しとの結論に至りました。

8月28日に開催されました第4回本審では、愛媛労働局長から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を受け、小委員会の結論を報告し、4業種について「改正決定の必要性あり」と答申いたしました。そして、愛媛労働局長から4業種の特定最低賃金の改正決定について諮問を受けました。

その後、特定最低賃金の改正にかかる意見聴取と各専門部会委員の推薦公示手続きを経て、愛媛労働局長から各専門部会委員が任命されました。

令和5年9月28日に第1回特定最低賃金合同専門部会が開催され、各専門部会の部会長と部会長代理を選出、専門部会の公開について審議を行い、具体的な金額審議を行う場合は、「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第3号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断し、非公開とすることが決定されました。

このほか、専門部会ごとに第2回、第3回専門部会の日程調整を行い、合同専門部会を終了いたしました。

続きまして、特定最低賃金専門部会報告に入ります。最初に「愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会」について、部会長を務めました私、森本から報告いたします。

森本部会長

まず、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会の審議にあたった専門部会の委員は、資料1ページに記載された9名の専門部会委員になります。

専門部会は、10月19日と10月24日に開催いたしました。

労側からは、多くの企業で賃金改善が実施されている中で、特定最賃の引上げは重要であり、格差是正や優秀な人材の確保・定着につながることで、紙パルプ産業は古紙利用促進や植林事業などリサイクル先進産業として、経済・産業をリードする立場にあること、人材不足が危ぶまれていること、日本を代表する地場産業としての優位性を対外的にアピールするために一定基準の引上げが必要であることなどの主張があり、金額提示がなされました。

使側からは、円安及び原燃料高騰の継続で業界内では工場閉鎖、マシン停止、生産調整、希望退職の募集など大きな経営判断を強いられていること、紙・板紙の内需はピーク時と比べてメディア用途の紙を中心に低下していること、国としても積極的にペーパーレス化を推進しており、今後も紙・板紙の使用量が減少することが見込まれること、業界を取り巻く環境が悪く先行きも不透明であること、本年の紙・パルプ業界全体の賃上げ率は民間主要企業の平均値より低いこと、などの主張があり、金額提示がなされました。

全会一致に向けて労使各側ともに、歩み寄っていただきながら審議を重ねましたが、労使の提示金額の溝はわずかに埋まらず、労使双方の意向で公益案を提示することといたしました。

公益側としては、パルプ・紙製造業の春闘の中小規模の賃上げ状況を鑑み、各側の主張を踏まえたうえで、労使の意向を確認しながら公益案を提示し、全会一致で採決となり、会長名で答申を行いました。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会での結論について、御報告いたします。

資料項番 1 の 1 ページ目を御覧ください。

「記」以下に記載している公労使委員において慎重に審議を重ねた結果、2 ページにある別紙の通りの結論に達しましたので報告いたします。

なお、別紙の 1、2、3 及び 5 の改正はありません。

4 最低賃金額 1,006 円 (引上げ額 29 円、引上げ率 2.97%)

6 効力発生日 令和 5 年 12 月 25 日指定

以上となります。

森本会長

次に「愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会」について、武井部会長から報告をお願いします。

武井部会長

部会長の武井です。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会での審議状況を御説明します。

資料 3 ページ記載の委員で、審議を行いました。

専門部会は、10 月 5 日と 10 月 23 日に開催いたしました。

労側からは、ものづくり産業の基盤を支える優秀な人材確保、高い技術・技能の伝承を着実に図ること、日本のものづくり産業を支える機械器具製造業にふさわしい水準への引上げが必要であるなどの、主張がなされ、申出書の労働協約の最低額を上限として、金額提示がなされました。

使側からは、物価高や円安の影響を価格転嫁できた企業もあるが、現状では引き続き物価上昇、円安が続いていること、はん用機械器具等製造業の収益状況は不透明であること、一方で、従業員の生活を守るためにも一定の引上げは必要であることなどの主張があり、金額提示がなされました。

全会一致に向けて労使各側が歩み寄りながら審議を重ねましたが、労使の提示金額の溝が埋まらず、労使双方の意向で公益案を提出することといたしました。

公益側としては、各側の主張を踏まえたうえで、春闘の賃上げ状況や引上げ率、影響率を考慮に加え、労使の意向を確認しながら公益案を提示し、採決の結果、全会一致となり、会長名で答申を行いました。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会での結論について、御報告します。

資料 3 ページを御覧ください。

「記」以下に記載している公労使委員において慎重に審議を重ねた結果、4 ページにある別紙の通りの結論に達しました。

なお、別紙の1、2、3及び5の改正はありません。

4 最低賃金額 997円（引上げ額34円、引上げ率3.53%）

6 効力発生日 令和5年12月25日指定

以上となります。

森本会長

ありがとうございます。

次に「愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会」について、宮谷部会長から報告をお願いします。

宮谷部会長

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の部会長を務めました宮谷です。

審議状況について、御説明いたします。

資料5ページ記載の委員で、審議いたしました。

専門部会は10月5日と10月24日に開催いたしました。

労側からは、電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保が必要であること、エネルギー価格や原材料価格の高騰により物価が上昇していること、春闘の大幅な賃金上昇はあったが、物価上昇に賃金が追いついていないこと、電機産業全体の雇用は増加していること、などの主張があり、金額提示がなされました。

使側からは、電機特定最低賃金は四国内や全国Bランク県の中でも高く、すでに一部都市周辺部周辺を除く他県と変わらない金額となっていること、光熱費や原材料費の高騰が続いていること、電機・電子企業で半導体の納期遅延が完全に解消されていないこと、価格転嫁が十分にできない中小事業場もあることなどの主張があり、金額提示がなされました。

全会一致に向けて、労使各側とも、大幅に歩み寄っていただきながら、審議を重ねましたが、労使の提示金額の溝が埋まらず、労使双方の御意向で公益案を提案することといたしました。

公益側としては、各側の主張を踏まえたうえで、引上げ率や影響率、近県の引上げ状況を考慮に加え、労使の意向を確認しながら公益案を提示し、採決の結果、全会一致となり、会長名で答申を行いました。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会での結論について、報告いたします。

資料5ページを御覧ください。

「記」以下に記載している公労使委員において慎重に審議を重ねた結果、6ページにある別紙の通りの結論に達しましたので、御報告いたします。

なお、別紙の1、2、3及び5の改正はありません。

4 最低賃金額 987円（引上げ額40円、引上げ率4.22%）

6 効力発生日 令和5年12月25日指定

以上となります。

森本会長

ありがとうございます。

最後に「船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会」について、井上部会長から報告をお願いします。

井上部会長

部会長の井上です。

愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会での審議状況を説明いたします。

専門部会は、10月4日、10月12日、10月20日に開催いたしました。

労側からは、生産年齢人口が減少する中で、造船産業の発展のために優秀な人材の確保、未組織労働者を含めて事業の公正競争の確保と中長期的な雇用の安定、労働者の生活の安定と労働力の質的向上、高度な専門性や熟練度を必要とし、作業環境が大変厳しいことなどの主張がなされ、造船の民間主要企業の2023年春闘賃上げ状況や隣県の香川との格差解消等を考慮して金額提示がなされました。

使側からは、価格（船価）に占める原材料の比率が他産業と比べて特に高く、価格を決めた数年後にコストが確定するため原材料変動リスクの影響が極めて高いこと、手持ち工事量は回復傾向にあるものの、鋼材等原材料価格の急激な高騰によりコストが増大しており、新造船価格の上昇が鋼材価格等の急騰に追い付いておらず、既受注船の採算悪化が避けられず、赤字決算や経営課題が続出し、経営状況が好転する見通しが立っていないこと、特に深刻な影響を受けているのは、中小零細の協力会社や関連下請事業者であり、将来を見据えた審議をしていく必要がある等の主張が行われ、金額提示がなされました。

全会一致に向けて労使各側が歩み寄りながら審議を重ねましたが、労使の提示金額の溝が埋まらず、労使双方の意向で公益案を提示することといたしました。

公益側としては、各側の主張を踏まえたうえで、業界の状況を重視し、賃上げ率や他県との地域格差、引上げ率、影響率を考慮しながら公益案を提示し、採決を行った結果、全会一致となりませんでした。過半数の賛成があり、公益案をもって当専門部会の結果を10月25日開催の第5回本審において、報告することとなりました。

それでは、愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会での結論について、報告いたします。

資料7ページと8ページを御覧ください。

「記」以下に記載している公労使委員において慎重に審議を重ねた結果、8ページにある別紙の通りの結論に達しましたので御報告いたします。

なお、別紙の1、2、3及び5の改正はありません。

4 最低賃金額 1,015円(引上げ額30円、引上げ率3.05%)

6 効力発生日 令和5年12月25日指定

以上となります。

森本会長

ありがとうございました。

以上、4業種、各専門部会の報告について、何か御質問等はございませんでしょうか。

(質問等なし)

森本会長

それでは、議事を進めます。議事項番3「愛媛県各特定最低賃金の改正決定について」に入ります。

ただ今の報告にありましたように、「船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」については、専門部会で全会一致の結論が得られませんでしたので、この本審で改めて審議していただき、採決することといたします。

採決に先立ちまして、改めて資料 3、15ページの「専門部会の結論」について、読み上げさせていただきます。

専門部会の結論

愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金

1 時間額 1,015円(引上げ額30円、引上げ率3.05%)

2 最低賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3 効力発生日 令和5年12月25日指定

この後、専門部会の結論について採決を行うこととなりますが、御意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会の結論について採決を行った結果、賛成される委員は過半数に達した。)

森本会長

過半数の賛成がありましたので、当該専門部会の結論をもって、本審議会の議決といたします。

それでは、ただ今、議決をいただきました「愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」について、専門部会の結論の内容をもって、答申文を作成いたします。事務局は答申文の作成をお願いします。その間、しばらくお待ちください。

(休憩、答申文作成及び完成した答申文の写しを各委員に配布)

森本会長

それでは、再開します。ただ今より、答申いたします。

(答申文手交)

局長

ありがとうございました。

森本会長

それでは、あらためて事務局は、答申文の朗読をお願いいたします。

賃金指導官

(答申文朗読)

森本会長

それでは、局長から御挨拶があると伺っておりますので、よろしくをお願いいたします。

局長

審議会委員の皆様方には、日頃より最低賃金行政の円滑な推進に、御理解、御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本年度の特定最低賃金の改正につきましては、改正の必要性に関する審議を経て、4業種について、諮問をさせていただき、その後、各専門部会での金額審議を踏まえ、関係労使皆様のイニシアティブはもとより、公益委員の皆様の方のお力添えにより、4業種の特定最賃の答申を受け取らせていただきました。

本審議会委員の皆様、そして、本日、この場にはおられません特定最賃専門部会委員の皆様には、大変お忙しい中、本年は、コロナ禍から経済が回復基調に向かう中、円安やウクライナ情勢に伴う、原材料及び光熱費の高騰など経営に与えるマイナス要因を

はじめ、様々な状況を考慮いただきながら、慎重かつ真摯な御審議により、結論をおまとめいただき、ありがとうございました。

事務局といたしましては、本日いただきましたこれらの答申を尊重いたしまして、12月25日の統一発効に向けて、法に定める事務手続きを進めてまいります。

今後は、最低賃金の周知と履行確保に重点を置いて、円滑な施行に取り組んでまいります。特に、特定最賃の周知につきましては、各業界団体の皆様との連携、協力が重要でございますので、関係する業界団体の御協力をいただきますとともに、県、各自治体の皆様からも御協力をいただきながら、幅広く周知に努めてまいりたいと考えております。

本年度の最後の本審は、来年3月に開催を予定しておりますが、実質的な審議は本日が最後となります。特定最賃の改正決定に係る答申並びに本年度の円滑な最賃審の運営に当たりまして、各委員皆様の御尽力に対しまして、心から感謝を申し上げまして、簡単ではございますが、私からのお礼の言葉とさせていただきます。

委員の皆様、ありがとうございました。

森本会長

ありがとうございました。

それでは、議事項番4「その他」に入ります。

先ほど、当審議会としての結論を出したわけですが、制度上、異議申出の手続きがございますので、本件に関する異議申出の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

既に答申がなされました「愛媛県パルプ・紙製造業最低賃金」、「愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の最低賃金審議会の意見に対する異議申出の手続きについては、最低賃金法第11条第1項に基づき、各特定最低賃金の答申日に愛媛労働局の掲示板に公示しているところです。また、同条第2項に基づき、公示日の翌日から起算して15日を経過する日が異議申出の期限となりますが、「愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」につきましては、本日から公示することとなり、異議申出の受理可能な締切日は令和5年11月9日(木)となります。

異議の申出があった場合は、同条第3項により、局長から審議会に意見を求めることとなりますが、その場合、12月25日発効とするためには、異議について御審議いただく審議会を、令和5年11月13日(月)午前中までに開催し、公示文を厚生労働省本省へ送付する必要があります。

このような事情を踏まえまして、11月13日(月)午前10時からの第6回本審開催

を目指して調整を行ってまいりました。

異議の申出が無ければ、第6回本審は開催されませんし、これまで特定最低賃金に関しては異議の申出がされたことは一度もございませんが、念のために、11月13日(月)午前10時から開催するという予定で第6回本審の日程確保をお願いいたします。

以上です。

森本会長

ただ今、事務局より説明のありましたとおり、11月9日(木)までに異議の申し出があった場合は、労働局長から審議会に意見を求めることになっております。

その場合には11月13日(月)午前10時から第6回本審を開催し、御審議いただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

事務局から他に何かありますでしょうか。

賃金室長

さきほども御案内しましたが、次回第6回本審、異議審は、

令和5年11月13日(月) 午前10時00分

からの開催予定とさせていただきます。

次回本審は、異議の申出がされた場合のみの開催となります。予め文書での御案内は致しますが、開催の有無については、直前になりませんと確定しませんので、大変御迷惑をおかけしますが、御理解をお願いいたします。

実際には、異議申出の最終期限であります11月9日(木)18時ころまでは、メールで御連絡させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

森本会長

あらかじめ用意した議事は以上ですが、委員の皆様、他に何かございませんか。

(発言等なし)

森本会長

よろしいでしょうか。

異議審がなければ、次回開催は年度末となります。年が明ければ、事務局に日程調整をお願いすることとしますので、各委員の皆様は日程調整に御協力をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第5回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。皆様大変お疲れさまでした。